

## JGN2plus 利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、JGN2plus の利用者に対し、利用に当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 JGN2plus は、超高速ネットワーク技術や高度アプリケーション技術等、通信・放送技術の著しい向上に寄与する研究開発の推進を目的として、独立行政法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）が整備し、2010年度まで（予定）運営する研究開発テストベッドネットワークである。

### (利用者)

第3条 JGN2plus を利用できる者は、NICT との共同研究契約または、JGN2plus 通信回線利用に係る共同研究契約によって指定された者及び NICT が自ら実施する研究開発で NICT によって指定された者（以下、「利用者」という。）に限る。

### (利用申請)

第4条 利用者は、手続上の細則（「JGN2plus 利用の手引」）に定める方法により、JGN2plus の利用について、NICT に申請するものとする。

2 NICT は、前項の申請に基づき、必要な場合には調整を行う。

### (禁止事項)

第5条 利用者は、JGN2plus の利用に当たり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 利用規約第3条に規定した利用者が行う研究と無関係に利用する行為
- (2) 直接に営利を目的として利用する行為
- (3) ネットワークの運営を妨害する行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、NICT が不相当と認める行為

### (ネットワークの提供条件)

第6条 NICT は、JGN2plus の通信品質を保証しない。

2 NICT は、ネットワークの運営上必要な情報を収集する場合がある。

### (運営への協力)

第7条 利用者は、JGN2plus の利用に当たり、以下の協力をするものとする。

- (1) JGN2plus の運営に協力すること。

- ( 2 ) 手続上の細則 (「JGN2plus 利用の手引」) 等に定める事項を遵守すること。
- ( 3 ) 前条第 2 項で定める情報収集に協力すること。
- ( 4 ) 利用者は、JGN2plus を介して他のネットワークを利用する際には、当該ネットワークの利用規約についても遵守するものとする。
- ( 5 ) 利用者は、JGN2plus に対し、第 3 条に係る研究に関係のない通信を行わないように適切な措置を行うこと。

( 知的財産権 )

第 8 条 JGN2plus を利用して得られた知的財産権の帰属は、第 3 条の JGN2plus 通信回線利用に係る共同研究契約において定めるものとする。JGN2plus 通信回線利用に係る共同研究契約書の内容は双方協議の上、定めるものとする。

( 利用の取消 )

第 9 条 利用者が本利用規約に違反した場合、NICT は利用者に対し、JGN2plus の利用の承認を取り消すことができる。

附則

この規約は、2008 年 3 月 3 日から施行する。